EnJin

第17回 定時株主総会招集 ご通知

株式会社 E n j i n ^{証券コード 7370}

日時 2023年8月25日(金) 10:00 ~ 受付開始 9:30

場所 東京都中央区日本橋二丁目5番1号 日本橋髙島屋三井ビルディング9階 日本橋ホール

議案 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役3名選任の件 第4号議案 監査役1名選任の件



Mission

社会の役に立つ立派な人間を一人でも多く輩出する

We produce the excellent person who is helpful for the society as many as possible

Message

平素より格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

当社は「社会の役に立つ立派な人間を一人でも多く輩出する」ことをミッションとして、社会全体の幸福度を高めていけるようなサービスを提供していくために事業を営んでいます。PR支援サービスという伝えるチカラを通じて、魅力のある企業・団体等を世の中に増やし、それにより、社会の役に立つ人々が増えていくこと。世の中そのものが良くなること。それが当社が実現したいことです。当社のお客様が、競合他社よりも一歩先んじるために寄り添い、共に成長し続けていきたいと考えております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜ります ようお願い申し上げます。 株主各位

証 券 コ ー ド 7370 東京都中央区銀座五丁目13番16号

株式会社 E n j i n 代表取締役 社 田 幸 大

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。 本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第17回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

https://www.y-enjin.co.jp/ir/meeting/

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

上記ウェブサイトにアクセスの上、銘柄名(会社)「Enjin」又は証券コード「7370」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2023年8月24日(木曜日)午後6時30分までに議決権を行使いただきたくお願い申しあげます。

敬具

1. 日 時 2023年8月25日(金曜日)午前10時(受付開始:午前9時30分)

2. 場 所 東京都中央区日本橋二丁目5番1号

日本橋髙島屋三井ビルディング9階 日本橋ホール

※昨年と株主総会会場が異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。

3. 目的事項 報告事項

- 1. 第17期(2022年6月1日から2023年5月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第17期 (2022年6月1日から2023年5月31日まで) 計算書類報告 の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役3名選任の件 第4号議案 監査役1名選任の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- ◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、次の事項については、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、当該書面には記載しておりません。したがいまして、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・連結計算書類の連結注記表
 - 計算書類の個別注記表
 - ・連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
 - ・会計監査人の監査報告書
 - ・監査役会の監査報告書

議決権行使方法についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

事前に議決権行使をいただく場合

書面による議決権行使

行使期限

2023年8月24日 (木曜日) 午後6時30分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に 対する賛否をご表示いただき、行 使期限までに当社株主名簿管理人 に到着するようご返送ください。 議決権行使書面において、議案に 賛否の表示がない場合は、賛成の 意思表示をされたものとして取り 扱わせていただきます。

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2023年8月24日(木曜日) 午後6時30分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。 詳細につきましては次頁をご覧ください。

パソコン等によるご行使

行使期限

2023年8月24日 (木曜日) 午後6時30分行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、 **議決権行使ウェブサイト** https://www.web54.net

にアクセスし、同封の議決権行使 書用紙に記載の議決権行使コード 及びパスワードをご利用の上、画 面の案内に従って議案に対する賛 否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

当日ご出席いただく場合

株主総会へ出席



株主総会開催日時

2023年8月25日 (金曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時30分) 同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申しあげます。

重複して行使された議決権の取り扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

阿尔 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権 行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取って ください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の 「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、 再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

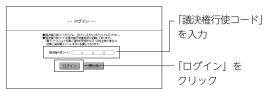
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://www.web54.net

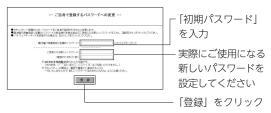
1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された [パスワード] をご入力ください。



↓ 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。 三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル 電話番号:0120-652-031 (フリーダイヤル) (受付時間 午前9時~午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置付けております。事業基盤充実のため、業績動向及び財政状況等を総合的に勘案しながら、配当による株主の皆様への利益還元に努めることを基本方針としており、長期的視野に立った安定的な成果配分を継続していくために、財務基盤の強化を前提として、配当と自己株式の取得を含めた総還元性向の目標値を当期純利益に対する30%としております。この方針に基づき、2023年5月期の期末配当金につきましては、1株につき22円80銭とさせていただきたいと存じます。なお、中間配当金として1株につき13円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき35円80銭となります。

- (1) 配当財産の種類
 - 金銭といたします。
- (2)配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき22円80銭 総額 165,385,112円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2023年8月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の推進をはかるため、経営の健全性・透明性の向上、取締役会を中心としたより高度な経営の意思決定及びその迅速化、グループ全体の内部統制システムの継続的な強化に努めております。

この度、事業年度ごとの取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築することを目的として、現行定款第21条に定める取締役の任期を現行の2年から1年に短縮するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変 更 案
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了す	第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了す
る事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の	る事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の
終結の時までとする。	終結の時までとする。
2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、	2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在
在任取締役の任期の満了する時までとする。	任取締役の任期の満了する時までとする。

第3号議案 取締役3名選任の件

第2号議案、定款一部変更の件が原案どおり承認可決された場合、取締役の任期は2年から1年となり、取締役全員(3名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
1	拳 笛 幸 大 (1979年8月1日生)	2004年4月株式会社矢動丸プロジェクト入社2007年3月当社設立 代表取締役社長 (現任)2011年11月株式会社アジアハーブアソシエイションジャパン代表取締役2018年2月特定非営利活動法人Candy Action代表理事 (現任)	1,123,980株
2	翠 笛 馆 盲 (1978年7月15日生)	2001年4月 松山高治税理士事務所入所 2002年9月 山田正克会計事務所入所 2006年11月 株式会社矢動丸プロジェクト入社 2007年3月 当社入社 2018年2月 特定非営利活動法人Candy Action監事(現任) 2019年5月 当社取締役社長室長 2020年1月 当社取締役公一ポレート本部本部長 (現任)	3,600株

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
3	は5 ぺき ぴる **。原 □ 博 光 (1978年4月2日生)	2003年4月 経済産業省入省 2006年3月 シナジーマーケティング株式会社監査役 2011年3月 ダントーホールディングス株式会社代表取締役社長 2015年8月 デロイトトーマツアンカーマネージメント株式会社ディレクター 三井農林株式会社執行役員 東京農業大学客員教授(現任)	一株

- (注) 1. 本田幸大氏は、当社の親会社等に該当いたします。同氏は、同氏の資産管理会社である株式会社 S & S ホールディングスにおいて代表取締役の地位にあります。
 - 2. 候補者原口博光氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 3. 原口博光氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。同氏が原案どおり選任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 - 4. 原口博光氏を社外取締役候補者とした理由は、原口氏は上場会社における豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。 選任後は、特にコンプライアンスやサステナビリティにおける専門的知見から助言いただくとともに、社外の客観的な立場から経営計画への提言及び業務執行の監督をしていただくことを期待しております。
 - 5. 当社は、原口博光氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める 損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額 は、同法第425条第1項に定める額であります。
 - 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該契約により塡補することとしております。各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回契約更新時においても同内容での更新を予定しております。
 - 7. 上記取締役候補者の所有する当社の株式の数は、2023年7月13日現在のものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役の虷澤篤志氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、監査役1名の選任を お願いするものであります。

本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
	2004年10月 弁護士登録	
	のぞみ総合法律事務所入所	
古田 桂公	2006年4月 日本銀行へ出向	+/+
(1979年6月15日生)	2007年4月 金融庁へ出向	一株
	2009年4月 のぞみ総合法律事務所復帰	
	2013年1月 同所パートナー (現任)	

- (注) 1. 候補者吉田桂公氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 吉田桂公氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。同氏が原案どおり選任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 - 3. 吉田桂公氏を社外監査役候補者とした理由は、吉田氏は金融業界に長年勤務し、金融・財務の分野における高い専門的知識及び弁護士として豊富な経験と深い見識を有しております。これまでの豊富な経験と高い見識から、監査役に適切な人材と判断し監査役の選任をお願いするものであります。選任後は、当社の監督機能の客観性及び中立性を確保していただくことを期待しております。
 - 4. 当社は、吉田桂公氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める 損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額 は、同法第425条第1項に定める額であります。
 - 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該契約により塡補することとしております。吉田桂公氏の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回契約更新時においても同内容での更新を予定しております。
 - 6. ト記監査役候補者の所有する当社の株式の数は、2023年7月13日現在のものであります。

以上

事 業 報 告

(2022年 6 月 1 日から) 2023年 5 月 31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、長期化していた新型コロナウイルス感染症に伴う行動制限の緩和により、内需の回復及びインバウンド需要の回復など、社会経済の持ち直しの動きがみられました。しかしながら、世界的な金融引き締めによる景気後退への懸念及び半導体供給不足やエネルギー・原材料高騰による物価上昇により依然として先行きが不透明な状況が続いております。

このように経済環境や社会情勢が変化する中で企業、医療機関における経営課題は益々複雑化し、その課題解決に導くサービスの需要が急激に伸びております。

このような環境下において、当社は「社会の役に立つ立派な人間を一人でも多く輩出する」ことをミッションとして、PRを通じて魅力のある企業、団体等を世の中に伝え、社会全体の幸福度を高めていけるようなサービスを展開してまいりました。アズ・ワールドコムジャパン株式会社を子会社化したことから、新たに戦略PRをサービスに加えることでより幅広いサービスの提供が可能な体制を構築してまいります。

当事業年度に獲得した顧客数は2,238社(企業1,884社、医療機関354社)、顧客あたりの平均契約単価は1,041千円(前四半期比2.1%減)、顧客あたりの平均契約件数は1.59件(前四半期比6.4%増)となりました。

ダイレクトブランディングサービス(旧名称: PR支援サービス)におきましては、法人/経営者向けサービスの売上高2,582,299千円(前期比12.3%増)、医療機関/医師向けサービスの売上高505,227千円(前期比0.6%増)となり、PRプラットフォームサービス(旧名称:プラットフォームサービス)におきましては、売上高393,486千円(前期比48.6%増)となりました。

売上原価におきましては、PRプラットフォームサービスの売上高の割合が11.3%(前期8.7%)まで伸展したことにより売上原価率が低減し、売上総利益率は83.0%(前期82.1%)となり、安定した収益基盤を確保することができました。販売費及び一般管理費におきましては、人員増加に伴う人件費や営業拠点の開設に伴う地代家賃が増加し、営業利益率は37.4%(前期39.2%)となりました。

以上の結果、当事業年度の業績につきましては、売上高3,481,014千円(前期比13.6%増)、営業利益1,303,163千円(前期比8.3%増)、経常利益1,313,995千円(前期比6.2%増)、 当期純利益879,400千円(前期比6.1%増)となりました。

なお、当事業年度末にアズ・ワールドコムジャパン株式会社の株式を取得しております。 当社グループは、当連結会計年度が連結初年度であり、連結子会社のみなし取得日を連結 会計年度末日としていることから、当連結会計年度においては貸借対照表のみを連結してい るため、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書は作成しておりません。

なお当社は、PR事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資は49,289千円であり、主な内容は、オフィス増床に伴う内装工事、PC・サーバー導入費用、プラットフォームサービスシステム開発及び営業支援システム開発等であります。なお、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

当社は単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。 また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は以下のとおりであります。

①人材の確保及び育成強化

当社では、今後の成長戦略を着実に遂行していくためには、人材の確保と育成強化が必須であると認識しております。即戦力となる中途採用を強化するとともに、将来の経営幹部となる人材の確保のために積極的に新卒採用を進めていく方針であります。

②組織・管理体制の強化

経営環境の変化に対し、柔軟かつ迅速な意思決定を機動的に対応できる組織作りを目指し、経営効率化の観点から、管理部門の生産性向上に努めてまいります。

また、管理部門の人材確保と育成強化を充実させ、今後は株主を始めとするステークホルダーに対して、適時、的確な情報を開示するとともに、財務報告の適正性や経営を継続していく上でのコンプライアンス体制を強化し、企業としての社会的責任に応えてまいります。

③新しい広報・PR手法の開発

PR業界においては、多様化するメディア環境を背景に、企業・団体において広報・PR活動の重要性に対する認識が一層高まっており、潜在市場における新しいニーズに対応するために新しい広報・PR手法の開発が課題となっております。そのためには、顧客ニーズを的確に捉え、その要望を入念に吟味しながら、顧客価値の向上を目指した継続的なサービス機能の拡充に努めてまいります。

④サービスの認知度向上

当社が、今後も高い成長率を持続していくためには、当社サービスの認知度を向上させ、新規顧客を獲得することが必要不可欠であると考えております。そのため、今後は積極的な広告推進等を通じてサービスの認知度向上を図るとともに、新規顧客の獲得に向けて、マーケティングの強化や紹介パートナーの拡大等、営業機能の強化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い 申しあげます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

	区	分		2019年度 第14期	2020年度 第15期	2021年度 第16期	2022年度 第17期 (当連結会計年度)
売	上	高	(千円)	_	_	_	_
経	常	利 益	(千円)	_	_	_	_
親会当	会社株主に 期 純	帰属する 利 益	(千円)	_	_	_	_
1杉	*当たり当	期純利益	(円)	_	_	_	_
総	資	産	(千円)	_		_	5,478,426
純	資	産	(千円)	_	_	_	4,163,923
1 杉	集当たり!	純資産額	(円)	_	_	_	572.95

(注) 第17期(当連結会計年度)が連結計算書類の作成初年度であるため、第16期以前の状況は記載していません。また、連結子会社のみなし取得日を当連結会計年度末日としていることから、当連結会計年度においては貸借対照表のみを連結しているため、連結損益計算書は作成していません。

②当社の財産及び損益の状況

	X			分		2019年度 第14期	2020年度 第15期	2021年度 第16期	2022年度 第17期 (当事業年度)
売		上		高	(千円)	1,528,948	2,163,883	3,065,500	3,481,014
経	常		利	益	(千円)	309,693	604,168	1,236,833	1,313,995
当	期	純	利	益	(千円)	300,476	423,284	828,645	879,400
1 杉	株当たり	リ当	期純和	刊益	(円)	50.08	70.55	112.72	119.45
総		資		産	(千円)	1,458,393	1,996,854	4,875,770	5,070,064
純		資		産	(千円)	810,361	1,233,645	3,816,785	4,166,004
1 柱	朱当た	り糸	純資產	全額	(円)	135.06	205.61	515.53	573.24

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は自己株式控除後の期末発行済株式数により算出しております。
 - 2. 2021年3月5日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第14期の

期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を第16期の期首から 適用しておりますが、第16期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況 該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主な事業内容
アズ・ワールドコム ジャパン株式会社	10 百万円	100 %	対外的 PR

(注) 2023年3月24日付けでアズ・ワールドコムジャパン株式会社の株式を取得し、子会社といたしました。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、主にPR事業を行っております。

(8) 主要な事業所

①当社

	名	称				所在	E 地		
本			社	東	京	都	中	央	区

②子会社

名 称			所在	E 地		
アズ・ワールドコムジャパン株式会社	東	京	都	中	央	区

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
204名	_

(注) 当連結会計年度より企業集団の従業員の状況を記載しているため、前連結会計年度との比較は行っていません。

②当社の従業員数

従 業 員 数	前事業年度末比増減
192名	13名增

(注) 上記従業員には、臨時従業員 (アルバイト・派遣社員) を含んでおりません。

(10) 主要な借入先 該当事項はありません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 24,000,000株

(2) 発行済株式の総数 7,253,800株

(3) 株主数 5,944名

(4) 大株主

株 主 名	持株数	持 株 比 率
株式会社S&Sホールディングス	3,000,000 株	41.35 %
本田 幸大	1,123,980 株	15.49 %
野村信託銀行株式会社(投信口)	171,300 株	2.36 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	165,500 株	2.28 %
株式会社SBI証券	66,500 株	0.91 %
JPモルガン証券株式会社	52,590 株	0.72 %
BNY GCM CLIENT ACCOUNT J PRD AC ISG (FE—AC)	52,500 ^株	0.72 [%]
大和証券株式会社	38,100 株	0.52 %
松井証券株式会社	31,500 株	0.43 %
上田八木短資株式会社	30,500 株	0.42 %

⁽注) 持株比率は、自己株式(67株)を控除し、小数点以下第3位を切り捨てて記載しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、資本効率の向上及び株主還元の充実を図るため、2023年3月14日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類 普通株式

取得した株式の数 150,000株

取得価額の総額 180,239,200円

取得期間 2023年3月16日から2023年3月23日まで(約定ベース)

取得方法東京証券取引所における市場買付

また、2023年5月12日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

消却した株式の種類 普通株式

消却した株式の数 150.000株 (消却前の発行済株式総数に対する割合2.0%)

消却日 2023年5月31日

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況 該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権等の状況 該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項 該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	本 田 幸 大	特定非営利活動法人Candy Action代表理事
取締役	平田佑司	当社コーポレート本部本部長 特定非営利活動法人Candy Action監事
取締役	高 垣 勲	松田綜合法律事務所 パートナー
常勤監査役	多鹿晴雄	特定非営利活動法人Candy Action理事
監査役	工藤竜之進	TMI総合法律事務所 パートナー
監査役	虷 澤 篤 志	株式会社AGSコンサルティング 代表取締役会長

- (注) 1. 高垣勲氏は、社外取締役であります。
 - 2. 工藤竜之進氏及び虷澤篤志氏は、社外監査役であります。
 - 3. 取締役高垣勲氏及び監査役工藤竜之進氏は、東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として、同取引所に届け出ております。
 - 4. 監査役虷澤篤志氏は、会計事務所の代表取締役として長年の豊富な経験を有し、財務及び会計 に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び監査役との間において、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

(3) 役員等賠償責仟保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役及び幹部社員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害(ただし、取締役及び監査役の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、当該保険契約上で定められた一定の免責事由に該当するものを除きます。)を当該保険契約により填補することとしております。

なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

- (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等
 - ①取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年8月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の決定方針の内容は次のとおりです。

- 1. 基本方針
 - 当社の取締役の報酬は、中長期的視点で健全な成長を目指して経営に取り組むことが 重要との考えから、基本報酬の水準と安定性を重視した報酬体系とし、個々の取締役 の報酬の決定に際しては、株主総会で承認された取締役年間報酬総額の範囲内におい て、各職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。このため、業務執 行取締役及び社外取締役の報酬は、業績連動報酬や非金銭報酬を採用せず固定報酬と しての基本報酬のみとする。
- 2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針 当社の取締役の基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とし、役位、担当職務、各期 の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定する。
- 3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項 当社の取締役の個人別の報酬等の内容については、代表取締役社長がその具体的内容 について事前に取締役会へ個別の報酬等の額を提案し、取締役会の委任を受けた上 で、個人別の報酬等の額案を報酬諮問会議に付議し、報酬諮問会議決議により決定す るものとする。
- 4. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項 報酬等の決定手続の透明性、客観性を高めるため、取締役の個人別の報酬等の内容に ついては、取締役会からその決定を委任された報酬諮問会議において決定する。報酬 諮問会議の構成は、代表取締役社長本田幸大(議長)、社外取締役高垣勲、常勤監査

役多鹿晴雄、社外監査役工藤竜之進及び社外監査役虷澤篤志とし、権限が適切に行使 されるよう、その過半数を社外役員で構成するものとする。

②当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等	対象となる 役員の員数		
仅具色刀	(千円)	基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	(人)
取 締 役 (うち社外取締役)	82,800 (3,600)	82,800 (3,600)	_	_	3 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	14,400 (7,200)	14,400 (7,200)	_	_	3 (2)
合計(うち社外役員)	97,200 (10,800)	97,200 (10,800)	_	_	6 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2021年2月24日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内(うち社外取締役分は年額100百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は10名です。
 - 2. 監査役の報酬限度額は、2020年5月27日開催の臨時株主総会において年額20百万円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

(5) 社外役員に関する事項

- ①重要な兼職先と当社との関係 社外役員の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
- ②社外役員の主な活動状況

区分	氏	名	主な活動状況
社外取締役	高垣	勲	当事業年度開催の取締役会13回中13回に出席し、弁護士としての専門的知見から助言・提言を行っており、取締役会における多角的かつ健全な議論を牽引しており、社外取締役として役割を果たしております。
社外監査役	工藤	竜之進	当事業年度開催の取締役会13回中13回、監査役会13回中13回に 出席し、弁護士としての専門的知見から当社の適正な業務運営に 資する発言を行っております。
社外監査役	虾 澤	篤 志	当事業年度開催の取締役会13回中13回、監査役会13回中13回に 出席し、会計事務所の代表取締役としての長年の豊富な経験から 当社の適正な業務運営に資する発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 PwC京都監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく 監査の監査報酬等の額を区別しておらず、実質的に区分できないため、これらの合計額を記載 しております。
 - 2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、当事業年度の監査計画の監査日数、人員配置及び監査内容等、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行なっております。
- (3) 非監査業務の内容 該当事項はありません。
- (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ子会社は、役員(取締役、監査役等)の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関して、取締役会において「内部統制システムの基本方針」を決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1. 当社及びグループ子会社は「コンプライアンス規程」を制定し、法令及び定款の内容とともに全社に周知・徹底する。
 - 2. コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
 - 3. 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図るとともに、通報者に対する不利益な扱いを禁止する。
 - 4. 監査役は、取締役会への出席及び業務執行状況の調査等を通じて、公正不偏な立場から、取締役の職務執行を監査する。また、監査役は、会社の業務に適法性を欠く又はそのおそれのある事実を発見したときは、その事実を指摘して、これを改めるよう取締役会に勧告し、状況によりその行為の差し止めを請求できる体制を構築する。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1. 当社及びグループ子会社は「文書管理規程」を定め、重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い適切に保存及び管理を行う。
 - 2. 取締役及び監査役は、これらの情報を、常時閲覧できるものとする。
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1. 当社及びグループ子会社は「リスク管理規程」を制定し、全社に周知・徹底するとともに、各部署との情報共有を図り、リスクの早期発見と未然防止に努める。なお、当該規程については、危機発生時に適切かつ迅速に対処できるよう、運用状況を踏まえて適宜見直しを行う。
 - 2. 緊急事態発生時には、代表取締役を責任者として対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して迅速かつ的確に対処する。

- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1. 当社は「取締役会規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を制定し、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
 - 2. 取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行うものとし、毎月1回定期的に開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ⑤当社及びその子会社から成る企業集団における兼務の適正を確保するための体制
 - 1. 当社は、「関係会社管理規程」を定め、子会社及び関連会社を含めた事業運営に関する重要な事項の決定に関して当社への事前承認又は事前報告を徹底し、当社による統括的な管理体制を構築する。
 - 2. 当社の内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、子会社に対する内部監査を定期的に実施する。
 - 3. 子会社及び関連会社の各社ごとの規模を踏まえ、内部統制の実効性を高める方策、リスク管理体制など、必要な指導及び支援を実施する。
- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人(以下「補助使用人」という。)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、補助使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - 1. 監査役が補助使用人を置くことを求めた場合、取締役会は当該監査役と協議の上これを任命し、補助業務に当たらせる。
 - 2. 補助使用人は、監査役を補助するための業務に関し、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとし、監査役の指揮・命令にのみ服する。
 - 3. 補助使用人の人事異動及び考課、並びに補助使用人に対する懲戒処分については、監査役の同意を得るものとする。
- ⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 1. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議及び希望する任意の会議に出席し、又は取締役及び使用人から業務執行状況の報告を求めることができ、取締役及び使用人は、これに応じて速やかに報告する。

- 2. 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実その他会社に重大な影響を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、速やかに監査では報告する。
- 3. 取締役及び使用人は、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びそれらの内容を監査役に報告する体制を整備するものとする。
- ⑧監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - 当社は、監査役への報告を行ったことを理由として、当該報告をした者に対し、解雇を含む懲戒処分その他の不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨当社及びグループ子会社の役職員に周知・徹底する。
- ⑨監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1. 監査役会は、法令に従い、社外監査役を含めるものとし、公正かつ透明性を確保する。
 - 2. 監査役は、代表取締役及び取締役会と定期的に会合を持ち、相互の意思疎通を図る。
 - 3. 監査役は、取締役及び使用人の職務執行に係る情報を必要に応じて閲覧することができ、内容説明を求めることができる。
 - 4. 監査役は、会計監査人及び内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、相互連携を図る。
 - 5. 監査役は、監査業務に必要と判断した場合には、弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。
- ⑪財務報告の信頼性を確保するための体制
 - 1. 財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役を筆頭として、全社的な統制活動及び各業務プロセスレベルの統制活動を整備し、その運用体制を構築する。
 - 2. 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程等の適切な整備及び運用を行う。

- 3. 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば、必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。
- 4. 財務報告に係る内部統制の評価担当者は、当社の財務報告に係る内部統制について適時に監査を行い、是正や改善の必要があるときには、被監査部署に是正・改善を求め、被監査部署は速やかにその対策を講ずる。

迎反社会的勢力の排除に向けた体制

- 1. 当社及びグループ子会社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切の関わりを持たず、 不当・不法な要求には応じないことを基本方針とし、「反社会的勢力対応規程」を定 め、当社及びグループ子会社の役員、従業員に周知徹底する。
- 2. 平素より、関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時は、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

①重要な会議の開催状況

当事業年度において取締役会を13回開催し、各議案についての十分な審議や取締役の業務執行状況についての報告が行われ、活発な意見交換がなされております。また、常勤取締役、常勤監査役、部門長等からなる経営会議を原則月1回開催し、業務執行の適正性・効率性を確保しております。

②コンプライアンス・リスク管理に関する取り組み コンプライアンス意識の徹底を図るため、全社員を対象として、定期的にインサイダー取 引及びハラスメント等の内容を含むコンプライアンスにかかる研修を実施しました。 リスク管理の観点からは、コンプライアンス違反行為等を把握するため 内部通報制度を 設け、法令違反等の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うことに努めております。

③監査役の監査体制

当事業年度において監査役会を13回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、当事業年度において13回開催された取締役会への出席のほか、重要な会議への常勤監査役の出席を通じて、取締役による業務の執行を監査しております。

- (3) 株式会社の支配に関する基本方針 現在導入の予定はありません。
- (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置付けております。事業基盤充実のため、業績動向及び財政状況等を総合的に勘案しながら、中間配当及び期末配当による株主の皆様への利益還元に努めることを基本方針としております。

長期的視野に立った安定的な成果配分を継続していくために、財務基盤の強化を前提として、株主還元における基本方針を配当と自己株式の取得を含めた総還元性向といたします。総還元性向の目標値を当期純利益に対する30%とし、残りの70%は成長投資に振り分けます。(ただし、大規模な資金需要が発生した場合にはこの限りではありません。)

配当と自己株式の取得の比率につきましては、市場環境等に基づき都度決定いたします。 また、取得した自己株式は原則として消却いたします。

この方針は、資本市場の動向や今後の事業環境を勘案し、当社の将来の成長投資機会を考慮した上で、株主の皆様への環元を積極的に行おうとするものであります。

なお、配当の回数は、期末配当として年1回又は中間配当を含めた年2回を基本方針としております。これらの剰余金配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会としております。なお、当社は会社法第454条第5項の規定に基づき、11月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2023年5月31日現在)

(単位:千円)

科			金額		科				金額
(資 産	重の部)				(負 債	責の	部)		
流動	資	産	4,583,537	流	動	負	L	債	1,259,388
現金	及 び 預	金	4,083,823	買		掛		金	394,171
売	掛	金	105,990	1年	内返済	予定の長	長期借,	入金	3,384
棚卸	資	産	7,892	未		払		金	37,697
未 収	入	金	332,514	未	払	. 費	专	用	67,502
前 払	費	用	78,003	未	払	法人	税	等	270,013
そ	\mathcal{O}	他	231	未	払	消費	税	等	59,719
貸 倒	引 当	金	△24,918	前		受		金	345,274
固 定	資	産	894,888	賞	与	引	当	金	65,869
有 形 [固定資	産	156,107	そ		\mathcal{O}		他	15,755
建		物	105,126	固	定	負	l	債	55,113
車両	運 搬	具	14,943	長	期	借	入	金	24,946
工具、	器具及び備	品	34,930	長	期	未	払	金	6,016
土		地	1,107	長	期	前	受	金	24,151
無形[固定資	産	134,493						
ソフ	トゥエ	ア	36,068	負	債	合	計	ŀ	1,314,502
の	れ	h	97,915		(純 資	産の	部)		
そ	\mathcal{O}	他	509	株	主	資	İ	本	4,156,038
投資そ	の他の資	産	604,287	資		本		金	904,012
投 資	有 価 証	券	393,734	資	本	剰	余	金	874,012
繰 延	税 金 資	産	62,084	利	益	剰	余	金	2,378,231
破産	更生債権	等	23,673	自	2	, 核	*	式	△218
そ	\mathcal{O}	他	148,469	新	株	予	約	権	7,884
貸倒	引 当	金	△23,673	純	資	産 台	음 :	ŀ	4,163,923
資 産	合 計	•	5,478,426	負	債・	純資産	合計	†	5,478,426

連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書

当連結会計年度は連結計算書類の作成初年度であり、また、連結子会社のみなし取得日を連結 会計年度末日としていることから、当連結会計年度においては貸借対照表のみを連結しているた め、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書は作成しておりません。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 アズ・ワールドコムジャパン株式会社

アズ・ワールドコムジャパン株式会社については、2023年3月24日の株式取得に伴い、 当連結会計年度より連結子会社となりました。なお、みなし取得日を当連結会計年度末日 としているため、当連結会計年度は貸借対照表のみ連結しております。

- 2. 持分法の適用に関する事項 該当事項はありません。
- 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は4月30日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

- 4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売

却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等移動平均法による原価法

② 棚卸資産

仕 掛 品 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に

よる簿価切下げの方法により算定)

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 6~27年

車 両 運 搬 具 2~6年

工具、器具及び備品 2~15年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

ソ フ ト ウ エ ア 自社利用のソフトウエアについては、社内における利用 可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

- (3) 重要な引当金の計上基準
 - ① 貸 倒 引 当 金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計しております。
 - ② 賞 与 引 当 金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給 見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

ストラテジックPRサービス

メディアリレーション活動やパブリシティ活動等のコンサルティングやイベントPR、キャンペーンPR、リスクマネジメント管理、海外PRなど、コミュニケーション活動において包括的なサービスの提供を行っており、リテーナー契約においては契約期間にわたり均等に、契約に定められた金額に基づき収益を認識することとしております。一時点で履行義務が充足される場合は、役務の提供完了時点に履行義務を充足したとして収益を認識しております。

ダイレクトブランディングサービス

オウンドメディアや複数のメディア媒体の中から顧客のニーズに合わせてメディア露出のサポートを行っており、メディア掲載により履行義務が充足されると判断しております。契約内容によって契約期間にわたり均等に契約に定められた金額に基づき収益を認識することとしております。一時点で履行義務が充足される場合は、サービス提供が完了した時点において収益を認識しております。

PRプラットフォームサービス

メディアと企業のマッチングをプラットフォーム上で行うことができるサービスを提供しており、継続的なツールの提供により履行義務が充足されると判断しております。契約に定められた月額提供金額に基づき収益を認識することとしております。顧客に対するソリューションサービスの内、一時点で履行義務が充足される場合は、サービス提供が完了した時点において収益を認識しております。

なお、当社グループの取引に関する支払条件は通常、短期のうちに支払期日が到来し、 契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間(10年以内)を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 繰延税金資産 62,084千円

- 2. 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報
 - (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法 収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得等に基づいて繰延税金資産の回収可能性を判 断する際に、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」 第16項から第32項に従って、要件に基づき企業を分類し、当該分類に応じて、回収が見込 まれる繰延税金資産の計上額を決定しております。
 - (2) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定 当社グループは、繰延税金資産の回収可能性を判断する際には、収益力に基づく一時差異 等加減算前課税所得に基づき過年度の納税状況及び将来の業績予測等を総合的に勘案し、回 収が見込まれる繰延税金資産を見積っております。前述の判断を行うにあたって、「当連結 会計年度末において近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれない」という仮定を置いて おり、当該仮定が主要な仮定に該当します。当該仮定を設定するにあたっては、市場環境の 変化の有無等を考慮しております。
 - (3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響 当該仮定に変化が生じた場合には、前述の会社分類に影響を及ぼすことを通じて、繰延税 金資産の回収可能額の見積りが減少し、その結果、当期純利益にマイナスの影響を生じる可 能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 棚卸資産の内訳

仕掛品7,646千円貯蔵品246千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 126,196千円

金融商品に関する注記

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針 当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定して行っております。 また、資金調達については主に銀行借入による方針であります。
 - (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。破産更生債権等は、金銭債権のうち、破産債権、更生債権その他これらに準ずる債権であります。 営業債務である買掛金、未払金及び未払費用並びに未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

借入金の使途は運転資金であり、借入金の一部は金利の変動リスクに晒されております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理 当社グループは、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取 引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期 把握や軽減を図っております。破産更生債権等は、取引先ごとの回収可能性を定期的に把 握する体制としております。
 - ②資金調達の流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により、流動性リスクを 管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)破産更生債権等	23,673	23,673	_
貸倒引当金 (*1)	△23,673	△23,673	_
	_	_	_
資産計	_	_	_
(2)長期借入金 (*2)	28,330	28,174	△156
負債計	28,330	28,174	△156

- (*1) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。
- (*2) 1年以内返済予定の長期借入金を含めております。
- (1)「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。
- (2)「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」、「前受金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。
- (3) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項の取り扱いを適用し、時価開示の対象とはしておりません。当該出資の連結貸借対照表「投資有価証券」に393,734千円で計上しております。

(4) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,083,823	-	-	-
売掛金	105,990	-	-	-
未収入金	332,514	-	-	-
合計	4,522,328	-	-	-

(5) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3年超 4年以内	4 年超 5年以内	5年超
長期借入金	3, 384	3, 684	3, 684	3, 684	1, 994	11, 900
合計	3, 384	3, 684	3, 684	3, 684	1, 994	11, 900

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価……観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発

な市場において形成される当該時価の算定の対象とな

る資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価………観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベ

ル1のインプット以外の時価の算定に係るインプット

を用いて算定した時価

レベル3の時価………観察できない時価の算定に係るインプットを使用して

算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのイ ンプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベル に時価を分類しております。

- (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品 該当事項はありません。
- (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位:千円)

区分	時価							
	レベル1	レベル1 レベル2		合計				
破産更生債権等	_	_	23,673	23,673				
貸倒引当金	_	_	△23,673	△23,673				
	_	_	_	_				
資産計	_	_		_				
長期借入金	_	28,174		28,174				
負債計	_	28,174	_	28,174				

資産

破産更牛債権等

回収不能見込額等に基づき個別に算定した貸倒見積額を連結決算日の貸借対照表価額から 控除した金額により算定しております。

<u>負債</u>

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものの時価は、短期間で市場金利を反映し、時価は帳 簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に 分類しております。

また、固定金利によるものの時価は、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

企業結合等に関する注記

- (1) 企業結合の概要
 - ①被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称でアズ・ワールドコムジャパン株式会社

事業の内容 対外的PR/メディア対策コンサルティング・業務支援、

PR成果物の制作・提供

②企業結合を行った理由

当社は「社会の役に立つ立派な人間を一人でも多く輩出する」ことをミッションとして社会全体の幸福度を高めていけるようなサービスを提供していくために、主に企業、医療機関を対象としたダイレクトブランディングサービスや顧客とメディア又は決裁者をつなぐPRプラットフォームサービスを提供するPR事業を展開しております。

アズ・ワールドコムジャパン株式会社は主として対外的PR/メディア対策コンサルティング業を展開しており、様々なネットワークを駆使して高いコミュニケーションスキルを活用しPRサービスを提供しております。

昨今の経済状況を受け、企業、医療機関における経営課題が益々複雑化し、その課題を解決に導くサービスの需要が急激に伸びています。そのような中で、PR戦略の構築やリスクマネジメント、海外PRといったアズ・ワールドコムジャパン株式会社独自の強みと、当社の持つ営業力やノウハウ、経営資源とのシナジーによって、既存サービスの強化や事業領域の拡大、それによる需要の取り込みが見込めると判断し、アズ・ワールドコムジャパン株式会社の株式取得を決定いたしました。

③企業結合日

2023年3月24日(みなし取得日 2023年5月31日)

- ④企業結合の法的形式
 - 現金を対価とする株式取得
- ⑤結合後企業の名称

アズ・ワールドコムジャパン株式会社

- ⑥取得した議決権比率100%
- ②取得企業を決定するに至った主な根拠 当社が現金を対価として、株式を取得したためであります。
- (2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間 当連結会計年度末日をみなし取得日としているため、被取得企業の業績は含まれてい ません。
- (3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価現金220,000千円取得原価220.000千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額 デューデリジェンス費用等 3,000千円

- (5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
 - ① 発生したのれんの金額 97,915千円 なお、取得原価の配分が完了していないため、のれんの金額は暫定的に算定された金額です。
 - ② 発生原因 今後の事業展開によって期待される超過収益力によるものであります。
 - ③ 償却方法及び償却期間 10年にわたる均等償却

1株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額

572円 95銭

当連結会計年度は連結損益計算書を作成しておりませんので、1株当たり当期純利益は記載しておりません。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借 対照表

(2023年5月31日現在)

(単位:千円)

科			金額		科	E		金額
(資 産	重の部)				(負 債	の音	B)	
流 動	資	産	4,073,732	流	動	負	債	873,892
現金	及 び 預	金	3,589,231	買		掛	金	44,330
売	掛	金	92,046	未		払	金	33,152
棚卸	資	産	7,892	未	払	費	用	67,262
未 収	入	金	332,514	未	払 法	ち 人	税 等	252,836
前 払	費	用	76,908	前		受	金	345,274
そ	\mathcal{O}	他	57	賞	与	引 :	当 金	65,160
貸 倒	引 当	金	△24,918	そ		\mathcal{O}	他	65,874
固 定	資	産	996,332	固	定	負	債	30,167
有 形 [固定資	産	156,107	長	期	未	払 金	6,016
建		物	105,126	長	期	前	受 金	24,151
車両	運搬	具	14,943	負	債	合	計	904,060
工具、	器具及び備	品	34,930		(純 資	産の音	B)	
土		地	1,107	株	主	資	本	4,158,119
無形[固定資	産	32,942	資		本	金	904,012
ソフ	トゥエ	ア	32,942	資	本	剰 :	余 金	874,012
投資そ	の他の資	産	807,282	資	本	準	備 金	874,012
投 資	有 価 証	券	393,734	利	益	剰 :	余 金	2,380,312
子 会	社 株	式	223,000	利	」 益	準	備 金	35,114
繰 延	税 金 資	産	60,135	そ	その他	利益	剰余金	2,345,198
破産	更生債権	等	23,673		繰 越	利益乗	割余金	2,345,198
そ	\mathcal{O}	他	130,413	自	己	株	式	△218
貸倒	引 当	金	△23,673	新	株	予 約	り 権	7,884
				純	資	産 合	計	4,166,004
資 産	合 討		5,070,064	負	債・紅	資産	合計	5,070,064

損益計算書

(2022年 6 月 1 日から) 2023年 5 月 31日まで)

(単位:千円)

							<u> </u>	(+ \(\psi\).
		科	-				金	額
売			上		高			3,481,014
売		上	J	原	価			590,192
	売	上	- 総	利		益		2,890,821
販	売	費及	び - #	般 管 理	費			1,587,657
	営		業	利		益		1,303,163
営		業	外	収	益			
	受		取	利		息	38	
	物		. 売	却		益	306	
	若	名	組合	投 資	利	益	14,670	
	そ		の			他	466	15,482
営		業	外	費	用			
	為		替	差		損	500	
	投	資 事			用	損	3,452	
	株	· 大				費	60	
	そ		。 の			他	637	4,650
	経		常	利		益	337	1,313,995
特		另	3U	利		益		,,
	新		予 約	権戻	入	益	79	79
	税	引	前当	期 純	利	益		1,314,075
	法	人税、	住 民 私	見及び	事 業	税		439,171
	法	人	税 等		整	額		△4,496
	当	期				益		879,400

株主資本等変動計算書

(2022年 6 月 1 日から) 2023年 5 月 31日まで)

(単位:千円)

										· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	株主資本									
		資本朝	本剰余金 利益剰余金							
	資本金	資本	資本剰余金	利益準	その他 利益剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	新株 予約権	純資産 合計
		準備金	合計	備金	繰越利益 剰余金	合計				
当期首残高	903,331	873,331	873,331	_	2,032,291	2,032,291	△133	3,808,821	7,964	3,816,785
当期変動額										
新株の発行 (新株予約権 の行使)	681	681	681		_	_		1,362	△1,362	
剰余金の配当	_	_	_	35,114	△386,254	△351,140	_	△351,140	_	△351,140
当期純利益	_	_	_	_	879,400	879,400	_	879,400	_	879,400
自己株式の 取得	_	_	_	_	_	_	△180,324	△180,324	_	△180,324
自己株式の 消却	_	_	_		△180,239	△180,239	180,239	_	_	_
新株予約権 の発行	_	_	_		_			_	1,362	1,362
自己新株予 約権の消却		_	_	_	_	_	_	_	△79	△79
当期変動額合 計	681	681	681	35,114	312,907	348,021	△85	349,298	△79	349,219
当期末残高	904,012	874,012	874,012	35,114	2,345,198	2,380,312	△218	4,158,119	7,884	4,166,004

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ①子会社株式 移動平均法による原価法
 - ②その他有価証券

市場価格のない株式等以 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、

外のもの 売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕 掛 品 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下

による簿価切下げの方法により算定)

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物6~27年車両運搬具2~6年丁具及び備品2~15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア自社利用のソフトウェアについては、社内における利

用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しておりま

す。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権に ついては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の 債権については個別に回収可能性を検討し、回収不 能見込額を計上しております。

(2) 賞 与 引 当 金 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

ダイレクトブランディングサービス

オウンドメディアや複数のメディア媒体の中から顧客のニーズに合わせてメディア露出のサポートを行っており、メディア掲載により履行義務が充足されると判断しております。契約内容によって契約期間にわたり均等に契約に定められた金額に基づき収益を認識することとしております。一時点で履行義務が充足される場合は、サービス提供が完了した時点において収益を認識しております。

PRプラットフォームサービス

メディアと企業のマッチングをプラットフォーム上で行うことができるサービスを提供しており、継続的なツールの提供により履行義務が充足されると判断しております。契約に定められた月額提供金額に基づき収益を認識することとしております。顧客に対するソリューションサービスの内、一時点で履行義務が充足される場合は、サービス提供が完了した時点において収益を認識しております。

なお、当社の取引に関する支払条件は通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月 17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産

60.135千円

- 2. 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報
 - (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得等に基づいて繰延税金資産の回収可能性を判断する際に、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」第16項から第32項に従って、要件に基づき企業を分類し、当該分類に応じて、回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定しております。

(2) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当社は、繰延税金資産の回収可能性を判断する際には、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得に基づき過年度の納税状況及び将来の業績予測等を総合的に勘案し、回収が見込まれる繰延税金資産を見積っております。前述の判断を行うにあたって、「当事業年度末において近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれない」という仮定を置いており、当該仮定が主要な仮定に該当します。当該仮定を設定するにあたっては、市場環境の変化の有無等を考慮しております。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

当該仮定に変化が生じた場合には、前述の会社分類に影響を及ぼすことを通じて、繰延税 金資産の回収可能額の見積りが減少し、その結果、当期純利益にマイナスの影響を生じる可 能性があります。

(子会社株式の評価)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

子会社株式

223.000千円

- 2. 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報
 - (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法 子会社株式は、取得原価をもって貸借対照表に計上しています。
 - (2) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当社は、市場価格のない子会社株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく下落したときには、回復する見込みがあると認められる場合を除き、相当の減額を行い、評価差額は当事業年度の損失として処理します。

実質価額は、発行会社の直近の財務諸表を基礎に、資産等の時価評価差額や発行会社の 超過収益力等を加味して算定した1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額で算定 しています。実質価額の測定に際しては、経営者の判断および見積りが財務諸表に重要な 影響を与える可能性があります。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

当該仮定は経営者の最善の見積りによって決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要になった場合には、実質価額が減少し、その結果、当期純利益にマイナスの影響を生じる可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 棚卸資産の内訳

仕掛品7,646千円貯蔵品246千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 126,196千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度	当事業年度	当事業年度	当事業年度末の
	期首の株式数	増加株式数	減少株式数	株式数
普通株式	7,388,200株	15,600株	150,000株	7,253,800株

(変動事由の概要)

普通株式の増加の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による増加 15,600株

普通株式の減少の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の消却による減少 150,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度	当事業年度	当事業年度	当事業年度末の
	期首の株式数	増加株式数	減少株式数	株式数
普通株式	40株	150,027株	150,000株	67株

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の取得による増加 150,000株

単元未満株の買取による増加 27株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の消却による減少 150,000株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年8月26日 定時株主総会	普通株式	254,891	34.50	2022年5月31日	2022年8月29日
2023年1月13日 取締役会	普通株式	96,248	13.00	2022年11月30日	2023年1月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年8月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	165,385	22.80	2023年5月31日	2023年8月28日

4. 当事業年度末における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び総数 普通株式 55.200株

税効果会計関係に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

未払事業税	13,956千円
貸倒引当金	14,878千円
賞与引当金	19,952千円
投資有価証券評価損	2,368千円
資産除去債務	5,711千円
その他	3,267千円
繰延税金資産小計	60,135千円
評価性引当額	一千円
繰延税金資産合計	60,135千円

企業結合等に関する注記

連結計算書類の「連結注記表(企業結合等に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	(+12 : 113)
	当事業年度
ダイレクトブランディングサービス	3,087,527
PRプラットフォームサービス	393,486
顧客との契約から生じる収益	3,481,014
その他の収益	_
外部顧客への売上高	3,481,014

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項」の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- 3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
 - (1) 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の期首残高及び期末残高は以下のとおりであります。

(単位:千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権 (*1)	81,815	92,046
契約負債(* 2)	437,990	369,426

- (*2) 貸借対照表上「前受金」及び「長期前受金」に計上しております。契約負債は主に、履行義務が一定の期間にわたり充足されるものの対価について、顧客から受領した前受金で、契約期間又はサービス提供期間の履行義務の充足に従い収益へ振り替えられます。また、一時点で収益を認識する取引においても、顧客による検収又はサービス提供の完了前に既に受領した対価の一部を前受金及び長期前受金として計上しております。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は418,556千円であります。また、当事業年度における契約負債の重要な変動はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引金額

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し 記載を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額573円24銭1 株当たり当期純利益119円45銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年7月31日

株式会社Enjin 取締役会 御中

> PwC京都監査法人 東京事務所

指定 社員 公認会計士 岩 崎 亮 一業務執行社員 公認会計士 岩 崎 亮 一

業務執行社員 公認会計士 田 村 仁

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社Enjinの2022年6月1日から2023年5 月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結注記表について監査を行った。 当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、 株式会社Enjin及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産の状況を、全ての重要な 点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示する ことにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役 の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。 当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報

告することが求められている。 | その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成

し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにあ る。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

・ 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査 手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる 十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を 行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年7月31日

株式会社 Enjin 取締役会 御中

> PwC京都監査法人 東京事務所

指定 社員 公認会計士 岩 崎 亮 一業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 田 村 仁

監査意見

| 当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Enjinの2022年6月1日から 2023年5月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動 計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

| 当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

| 当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実 を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

| 監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視すること にある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な 虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対す る意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計する と、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断され る。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎 となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を 検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

│ 当監査役会は、2022年6月1日から2023年5月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関し て、それぞれの監査結果に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役が実施した監査の結果及び所見について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、上記に定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門 その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、 必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制について、以上の監査活動を通じてその構築及び運用の状況について確認するとともに、取締役及び使用人等から報告及び説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法により、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算 書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表及び連結 注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに 関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年8月1日

株式会社 E n j i n 監査役会 常勤監査役 多 鹿 晴 雄 ⑪ 社外監査役 工 藤 竜之進 ⑪ 社外監査役 虷 澤 篤 志 ⑩

以上

株主総会会場ご案内図

会 場:東京都中央区日本橋二丁目5番1号

日本橋髙島屋三井ビルディング9階 日本橋ホール



[交通] 電車のご利用案内

地下鉄東京メトロ銀座線・東西線「日本橋」駅 直結

地下鉄都営浅草線「日本橋」駅 徒歩1分

JR [東京] 駅 徒歩5分

※日本橋髙島屋三井ビルディング B1階および1階よりオフィスエレベーターをご利用の上、ご来場ください。

日本橋髙島屋S.C.「本館」および「新館」からのアクセスは出来ませんので、 ご注意願います。

